

非課税の対象となる償却資産について

地方税法に規定する一定の要件に該当する償却資産について、固定資産税が非課税になります。該当する資産をお持ちの場合は、償却資産申告書提出時に「償却資産非課税適用(取消)申告書」及び「非課税適用が確認できる資料」を添えて提出してください。

【非課税の対象となる償却資産（抜粋）】

地方税法 第348条	非課税対象資産
第2項 第9号	学校法人等が設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産 公益財団法人等が設置する図書館及び博物館において直接そのように供する固定資産
第2項 第10号	社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産
第2項 第10号の2	社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産
第2項 第10号の3	社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産
第2項 第10号の4	学校法人等が認定こども園の用に供する固定資産
第2項 第10号の5	社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産
第2項 第10号の6	社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産
第2項 第10号の7	社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産
第2項 第10号の9	包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産

（注）適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が規定されていますので、対象資産の全てが非課税となるわけではありません。